

中央区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）（新旧対照表）

新	旧	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき中央区に設置する、中央区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</u></p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 <u>中央区自治協議会に公募委員を置く。</u></p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、<u>公募委員は、欠員とすることができる。</u></p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 公募委員により委員に応募できる者は、<u>委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員で<u>は</u>ない者</p> <p>(3) 本市の職員及び市議会議員で<u>は</u>ない者</p> <p><u>(4) 中央区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことのない者</u></p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、<u>住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別を記載したものに作文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき中央区に設置する、中央区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</u></p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 <u>中央区自治協議会の公募委員は、必ず選任するものとする。</u></p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、<u>公募委員は、欠員とすることができる。</u></p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 公募委員により委員に応募できる者は、<u>委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員で<u>ない</u>者</p> <p>(3) 本市の職員及び市議会議員で<u>ない</u>者</p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、<u>住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別を記載したものに小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。</u></p>	<p>・読点の整理</p> <p>・第2項との整理による文言修正</p> <p>・読点の整理</p> <p>・字句訂正</p> <p>・字句訂正</p> <p>・応募条件の追加（明確化）</p> <p>・字句訂正及び読点の整理</p>

新	旧	備考
<p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項の規定により設置する、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 公募委員の選考は、推薦会議において<u>作文</u>及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。</p>	<p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項の規定により設置する、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 公募委員の選考は、推薦会議において<u>小論文</u>及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・読点の整理 ・字句訂正及び読点の整理